

新潟市家庭系廃棄物指定袋支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則第23条の規定に基づき、市が定期的に収集する家庭系廃棄物に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 この要綱により、ごみ処理手数料の免除に係る対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者又は世帯とする。

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けている世帯
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による生活支援給付制度を受けている世帯
- (3) 満3歳未満の乳幼児を養育する保護者
- (4) 新潟市紙おむつ支給事業実施要綱による紙おむつ券の支給対象者
- (5) 新潟市障がい者紙おむつ支給事業実施要綱による紙おむつ券の支給対象者
- (6) 新潟市重度障がい者児日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具給付券(紙おむつ)の支給対象者
- (7) 在宅で腹膜透析を行う者
- (8) 第3号から第6号までに掲げる者のほか、紙おむつの使用を必要とし、医師からおむつ使用証明書(おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて(平成13年6月29日付医政発第297号、障発第276号、老発第252号、保発第151号照会)別添2に基づくおむつ使用証明書をいう。以下同じ。)の発行を受けた者
- (9) 前各号の掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(支給する指定袋の種類、枚数)

第3条 手数料の免除方法は、家庭系廃棄物指定袋の支給によるものとし、支給枚数は別表1に定めるところによる。

(支給手続)

第4条 家庭系廃棄物指定袋の支給を受けようとする世帯主は、家庭系廃棄物指定袋支給申請書(別記様式1号)により市長に申請をするものとする。ただし、第2条第3号から第6号までに該当する者については、以下の定めに従うものとする。

- 2 第2条第3号に該当する者においては、出生届または転入届の提出をもって、前項の申請とみなす。
- 3 第2条第4号から第6号までに該当する者においては、各紙おむつ券等支給事業への対象決定をもって、前項の申請とみなす。
- 4 市長は、第1項に基づく申請を受け、支給の適否を審査し、適当と認めた場合、当該申請をした者に対し、前条の規定による家庭系廃棄物指定袋を支給する。

(家庭系廃棄物指定袋の交換)

第5条 家庭系廃棄物指定袋の支給を受けた者又は世帯主は、市長に対し家庭系廃棄物指定袋の大きさの交換を申し出ることができる。

- 2 交換は、別表第1「指定袋の種類」欄に掲げる「＜大きさ＞」と「枚数」欄に掲げる枚数を乗じて求めた総容量を、交換後の大きさで除した枚数を限度に交換できるものとする。

ただし、交換により10枚未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

- 3 家庭系廃棄物指定袋を交換した者又は世帯主（第2条第3号に該当する者は除く。）に対する翌年度以降の家庭系廃棄物指定袋の支給については、第3条の規定にかかわらず、前項の大きさ及び枚数とする。

（禁止事項）

第6条 この要綱に基づき指定袋の支給を受けた者は、当該指定袋を転売してはならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行初年度の支給対象者については、10ヶ月分の袋を支給する。

（準備行為）

- 3 申請に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても、行うことができる。

（生活扶助等受給世帯に関する特例）

- 4 平成25年7月31日において現に生活保護法による生活扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による生活支援給付を受けている世帯（以下この項及び次項において「生活扶助等受給世帯」という。）であって、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給世帯であった世帯に係る第2条の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該世帯を生活扶助等受給世帯とみなす。

- 5 平成26年3月31日において現に生活扶助等受給世帯であって、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給世帯であった世帯に係る第2条の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該世帯を生活扶助等受給世帯とみなす。

- 6 平成27年3月31日において現に生活保護法による生活扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による生活支援給付を受けている世帯（以下「生活扶助等受給世帯」という。）であって、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給世帯であった世帯に係る第2条の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該世帯を生活扶助等受給世帯とみなす。

- 7 平成30年9月30日において現に生活扶助等受給世帯であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給世帯であった世帯に係る第2条の規定の適用に

については、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間は、当該世帯を生活扶助等受給世帯とみなす。

8 令和元年9月30日において現に生活扶助等受給世帯であって、令和元年厚生労働省告示第66号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給世帯であった世帯に係る第2条の規定の適用については、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間は、当該世帯を生活扶助等受給世帯とみなす。

9 令和2年9月30日において現に生活扶助等受給世帯であって、令和2年厚生労働省告示第302号による改正前の生活保護法による保護の基準に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給世帯であった世帯に係る第2条の規定の適用については、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間は、当該世帯を生活扶助等受給世帯とみなす。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、改正後の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

支給対象者		指定袋の種類	枚数
1	生活保護法による生活扶助を受けている世帯	<種類> (1) 燃やすごみ (2) 燃やさないごみ <大きさ> 世帯の構成人員数に基づき、下記のとおりとする。 ①1人世帯 : 極小 (100) ②2人世帯 : 小 (200) ③3人以上世帯 : 中 (300) ※ 申請初年度においては、申請を行った時の世帯構成人員数を基にする。 継続して複数年間対象となっている場合は、年度当初の世帯構成人員数を基とする。	(1) 燃やすごみ 1世帯あたり年間 150 枚 (2) 燃やさないごみ 1世帯あたり年間 12 枚 (合計) 1世帯あたり年間 162 枚
2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による生活支援給付制度を受けている世帯		
3	満 3 歳未満の乳幼児を養育する保護者	<種類> 燃やすごみ <大きさ> 小 (200)	(1) 出生時 : 新生児 1 人あたり 210 枚 (3 年相当分) (2) 転入時等 : ① 0 歳児 1 人あたり 210 枚 (3 年相当分) ② 1 歳児 1 人あたり 120 枚 (2 年相当分) ③ 2 歳児 1 人あたり 40 枚 (1 年相当分)
4	新潟市紙おむつ支給事業実施要綱による紙おむつ券の支給対象者	<種類> 燃やすごみ <大きさ> 小 (200)	1 人あたり年間 80 枚
5	新潟市障がい者紙おむつ支給事業実施要綱による紙おむつ券の支給対象者		
6	新潟市重度障がい者児日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具給付券 (紙おむつ) の支給対象者		
7	在宅で腹膜透析を行う者		1 人あたり年間 180 枚
8	3 の項から 6 の項までに規定する者のほか、紙おむつの使用を必要とし、医師からのおむつ使用証明書の発行を受けた者		1 人あたり年間 80 枚
9	1 の項から 8 の項までに規定する者のほか、市長が特に必要と認める者	<種類> 燃やすごみ又は燃やさないごみ <大きさ> その都度市長が必要と認める大きさ	その都度市長が必要と認める枚数

家庭系廃棄物指定袋支給申請書

年 月 日

（宛先） 新潟市長

（申請者）
ふりがな
世 帯 主：_____
住 所：〒_____

電話番号：_____

下記のとおり家庭系廃棄物指定袋の支給申請をいたします。
なお、家庭系廃棄物指定袋の支給方法につきましては、市の指定した業者による配送を
認めます。

家庭系廃棄物指定袋支給申請理由（丸で囲む）		
(1) 生活保護法による生活扶助を受けているため （世帯全員の「生活保護受給証明書」を添付）		
(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による生活支援給付制度を受 けているため （世帯全員の「支援給付受給証明書」を添付）		
(3) 在宅で腹膜透析を行うため （「自立支援医療受給者証（更生医療又は育成医療）の写し」を添付）		
(4) 紙おむつ使用のため （「おむつ使用証明書の写し」を添付）		
(5) 市長が特に必要と認める者		
上記（3）から（5）までのいずれかに該当する場合は、使用者名を記入		
使 用 者 名	氏名	
	生年月日	
指定袋サイズ変更を希望する場合は、希望サイズを丸で囲む		
燃やすごみ 4 5 ・ 3 0 ・ 2 0 ・ 1 0 ・ 5 リットル		
燃やさないごみ 3 0 ・ 2 0 ・ 1 0 ・ 5 リットル		
※希望されるサイズによっては、容量が減る場合があります。		

市処理欄 ケース番号：_____ 世帯人数：_____

 個人コード（全員分）：_____